

区域計画の変更の認定申請書

令和7年 月 日

内閣総理大臣 殿

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

令和7年9月16日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第9条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

- (1) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業」に2事業追加する。
- (2) 「法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容」中、「国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業」を1事業追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（変更案）

令和 7 年 11 月 17 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

1 略

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) ～ (5) 略

(6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

(国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

①～③⑧ 略

③⑨ 株式会社Arthron（福岡市西区、令和 7 年 2 月 14 日設立）

④⑩ NOSUTA株式会社（福岡市中央区、令和 6 年 11 月 19 日設立）

(7) ～ (18) 略

(19) 名称：国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業

内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請手続が英語で完結するよう、以下に掲げる地域において、英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。

① 略

② 北九州市全域【令和 7 年度を目途に実施】

以下 略

新旧対照表

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(5) 略 (6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業 内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) 区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】 ①～⑳ 略 ㉓ 株式会社 Arthron（福岡市西区、令和7年2月14日設立） ㉔ NOSUTA 株式会社（福岡市中央区、令和6年11月19日設立） (7)～(18) 略 (19) 名称：国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業 内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例	1 略 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容 (1)～(5) 略 (6) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業 内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例 (国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) 区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】 ①～㉓ 略 [加える。] [加える。] (7)～(18) 略 (19) 名称：国家戦略特別区域会社設立登記手続の英語対応事業 内容：会社の設立登記申請等に係る英語での手続の支援に関する特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業) 海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請手続が英語で完結するよう、以下に掲げる地域において、英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。 ① 略 ② <u>北九州市全域【令和 7 年度を目途に実施】</u> 以下 略	(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業) 海外企業の国内進出を促進するため、会社設立に必要な商業登記・定款認証に係る申請手続が英語で完結するよう、以下に掲げる地域において、英語による入力・選択のみで申請書及びこれに添付する定款等の作成を可能とする法務省のツールを活用して申請手続を自治体が支援する。 ① 略 [加える。] 以下 略
---	---